

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期  
(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社山口フィナンシャルグループ

【英訳名】 Yamaguchi Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 福田 浩一

【本店の所在の場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

【電話番号】 下関(083) 223局5511番

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 高田 淑行

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口フィナンシャルグループ

【電話番号】 下関(083) 223局5511番

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 高田 淑行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	87,452	84,321	78,707	171,936	164,115
連結経常利益	百万円	15,747	14,352	16,785	39,087	35,788
連結中間純利益	百万円	10,808	8,097	8,739		
連結当期純利益	百万円				26,752	19,155
連結中間包括利益	百万円		9,803	4,415		
連結包括利益	百万円					7,751
連結純資産額	百万円	447,457	452,000	449,186	463,997	446,290
連結総資産額	百万円	8,155,837	8,820,198	8,986,523	8,647,534	8,758,187
1株当たり純資産額	円	1,539.10	1,631.27	1,634.62	1,600.90	1,624.33
1株当たり中間純利益金額	円	39.14	29.91	32.67		
1株当たり当期純利益金額	円				97.80	71.18
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円			32.62		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円					71.15
自己資本比率	%	5.5	5.1	5.0	5.3	5.1
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.77	11.38	11.34	11.13	11.36
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	40,470	234,792	22,863	234,301	273,008
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,509	246,612	77,060	225,601	284,145
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,847	1,801	1,519	3,674	5,457
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	135,450	148,651	244,070	162,289	145,676
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,747 [2,051]	4,618 [2,074]	4,496 [2,150]	4,649 [2,013]	4,483 [2,026]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」並びに平成21年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、当社の連結子会社が優先株式を発行しておりますが、希薄化効果を有しないため「 」で表示しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	3,550	2,575	12,566	5,890	5,200
経常利益	百万円	2,682	1,661	11,397	4,194	3,189
中間純利益	百万円	2,665	1,661	11,396		
当期純利益	百万円				4,187	3,185
資本金	百万円	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	株	普通株式 264,353,616 第一種優先株式 19,970 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第一種優先株式 19,970 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535	普通株式 264,353,616 第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535
純資産額	百万円	417,646	397,201	404,947	417,341	395,069
総資産額	百万円	467,706	492,334	504,238	467,395	492,263
1株当たり 中間純利益金額	円	8.21	5.46	42.85		
1株当たり 当期純利益金額	円				12.08	10.41
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円					
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	普通株式 5.00 第一種優先株式 14,000 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 5.00 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 6.00 第三種優先株式 11,500 第四種優先株式 11,500	普通株式 10.00 第一種優先株式 28,000 第三種優先株式 23,000 第四種優先株式 23,000	普通株式 10.00 第三種優先株式 23,000 第四種優先株式 23,000
自己資本比率	%	89.3	80.7	80.3	89.3	80.3
従業員数	人	26	25	24	26	25

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「潜在株式調達後1株当たり中間純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないので「-」で表示しております。

3 第6期中(平成23年9月)の普通株式に係る1株当たり配当額のうち1円は、当社設立5周年及び北九州銀行開業に当たっての記念配当であります。

4 自己資本比率は、期末純資産合計を期末資産合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

北九州金融準備株式会社は、平成23年9月9日付で株式会社北九州銀行に商号変更しております。

また、同社は、平成23年9月9日及び平成23年9月29日に増資を実施し、資本金が99億円増加して100億円となりました。この結果、同社は当社の特定子会社となりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社である株式会社山口銀行（以下「山口銀行」という。）及び北九州金融準備株式会社（以下「北九州金融準備」という。）は、平成23年8月8日開催の両社取締役会において、関係当局からの営業免許及び会社分割の認可を前提として、山口銀行が同行の九州域内における事業を会社分割により北九州金融準備へ承継させる吸収分割契約書を締結することについて決議し、同日、分割当事会社間で吸収分割契約書を締結いたしました。

その後、平成23年9月16日付で営業免許及び会社分割の認可を取得し、山口銀行と株式会社北九州銀行（平成23年9月9日付で北九州金融準備から商号変更。）は、当初の予定どおり、平成23年10月1日に本分割を実施いたしました。詳細は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」に記載しております。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、平成23年3月の東日本大震災発生に伴い、期間前半に厳しい状況となったものの、その後は供給面での制約等の影響が徐々に薄れ、持ち直しに転じました。生産活動は、海外経済の回復テンポ鈍化、電力供給の制約、円高等のマイナス要因を抱えながらも、サプライチェーンの回復が進むにつれて、持ち直しに向かいました。また、設備投資が下げ止まったほか、個人消費も上向きとなりました。

こうした状況下、地元地域経済は、大震災の影響で下押し圧力が生じたものの、その動きは限定的で、徐々に緩やかな持ち直し基調を辿りました。生産活動については、一時的に大きく落ち込んだ自動車産業の稼働率回復や、震災に伴う代替生産等を背景に、総じて底堅く推移しました。また、雇用情勢は厳しさが残りながらも緩やかに改善し、個人消費も持ち直しの兆しが窺える状況となりました。

一方、金融業界においては、新しい自己資本比率規制や国際会計基準など、大きく変化するルール・制度への対応が重要な課題となっております。こうした中で、地域金融機関は、地域経済発展への貢献という使命を果たすべく、財務体質及び収益力の強化とともに、資金供給の一層の円滑化や金融サービスのさらなる充実が強く要請されております。

このような金融経済環境の中、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息など資金運用収益や国債等債券売却益などその他業務収益の減少を主因として、前中間連結会計期間比56億14百万円減少して787億7百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息など資金調達費用や営業経費の減少を主因に、前中間連結会計期間比80億47百万円減少して619億22百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比24億33百万円増加して167億85百万円、中間純利益は前中間連結会計期間比6億42百万円増加して87億39百万円となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの資産・負債に係る主な動向については、次のとおりとなりました。

預金は、流動性預金を中心として順調に推移し、譲渡性預金を含めた預金の当第2四半期連結会計期間末残高は前連結会計年度末比2,045億円増加して8兆1,952億円となりました。

貸出金は前連結会計年度末比231億円増加して5兆7,598億円、有価証券は前連結会計年度末比396億円増加して1兆9,352億円となりました。

総資産は、預金及び譲渡性預金の増加を背景として、前連結会計年度末比2,284億円増加して8兆9,865億円となりました。

## 国内・海外別収支

資金運用収支は、国内が507億79百万円、海外が2億93百万円、合計510億72百万円となりました。  
 役務取引等収支は、国内が70億64百万円、海外が4百万円、合計70億60百万円となりました。  
 また、その他業務収支は、国内が56億3百万円、海外が14百万円、合計55億89百万円となりました。  
 特定取引収支は、国内のみの取扱いで、2億89百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	51,615	242		51,857
	当第2四半期連結累計期間	50,779	293		51,072
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	59,761	341	36	60,066
	当第2四半期連結累計期間	56,551	460	28	56,983
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	8,146	98	36	8,208
	当第2四半期連結累計期間	5,771	167	28	5,911
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	7,232	2		7,234
	当第2四半期連結累計期間	7,064	4		7,060
うち役務取引 等収益	前第2四半期連結累計期間	11,319	21		11,341
	当第2四半期連結累計期間	10,919	15		10,935
うち役務取引 等費用	前第2四半期連結累計期間	4,087	19		4,106
	当第2四半期連結累計期間	3,855	19		3,875
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	380			380
	当第2四半期連結累計期間	289			289
うち特定取引 収益	前第2四半期連結累計期間	380			380
	当第2四半期連結累計期間	470			470
うち特定取引 費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	180			180
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	7,110	26		7,136
	当第2四半期連結累計期間	5,603	14		5,589
うちその他 業務収益	前第2四半期連結累計期間	11,057	26		11,083
	当第2四半期連結累計期間	7,939			7,939
うちその他 業務費用	前第2四半期連結累計期間	3,946			3,946
	当第2四半期連結累計期間	2,335	14		2,349

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)、及び国内に本店を有する銀行業以外の(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

3 相殺消去額は、銀行業を営む連結子会社の海外店に係る本支店間の資金貸借の利息であります。

4 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。



国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、為替業務、預金・貸出業務及び証券関連業務を中心として、国内109億19百万円、海外15百万円、合計で109億35百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内38億55百万円、海外19百万円、合計で38億75百万円となり、差引き役務取引等収支は合計で70億60百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	11,319	21		11,341
	当第2四半期連結累計期間	10,919	15		10,935
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,770	0		2,771
	当第2四半期連結累計期間	2,826	0		2,826
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	3,183	19		3,202
	当第2四半期連結累計期間	2,988	13		3,002
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	3,184			3,184
	当第2四半期連結累計期間	2,462			2,462
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	160			160
	当第2四半期連結累計期間	150			150
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	122			122
	当第2四半期連結累計期間	117			117
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	376	0		376
	当第2四半期連結累計期間	350	0		351
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	4,087	19		4,106
	当第2四半期連結累計期間	3,855	19		3,875
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	466	15		481
	当第2四半期連結累計期間	447	15		463

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)、及び国内に本店を有する銀行業以外の(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

## 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益は、商品有価証券収益 4 億70百万円を計上しました。

一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用 1 億80百万円を計上しました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	380			380
	当第2四半期連結累計期間	470			470
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	348			348
	当第2四半期連結累計期間	470			470
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	32			32
	当第2四半期連結累計期間				
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	180			180
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	180			180
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間				

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)、及び国内に本店を有する銀行業以外の(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

## 国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	7,397,937	5,181		7,403,119
	当第2四半期連結会計期間	7,515,712	5,110		7,520,822
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	3,160,558	1,809		3,162,367
	当第2四半期連結会計期間	3,332,441	2,053		3,334,495
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	4,056,954	3,350		4,060,305
	当第2四半期連結会計期間	4,032,093	3,049		4,035,142
うちその他	前第2四半期連結会計期間	180,425	21		180,446
	当第2四半期連結会計期間	151,177	7		151,185
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	608,763			608,763
	当第2四半期連結会計期間	674,427			674,427
総合計	前第2四半期連結会計期間	8,006,701	5,181		8,011,882
	当第2四半期連結会計期間	8,190,139	5,110		8,195,250

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(海外店を除く)、及び国内に本店を有する銀行業以外の(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

## 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	5,651,968	100.00	5,738,626	100.00
製造業	1,006,699	17.81	982,827	17.13
農業，林業	4,923	0.09	5,092	0.09
漁業	2,152	0.04	2,363	0.04
鉱業，採石業，砂利採取業	8,228	0.15	7,494	0.13
建設業	272,723	4.82	251,336	4.38
電気・ガス・熱供給・水道業	95,212	1.68	152,955	2.67
情報通信業	23,949	0.42	27,810	0.48
運輸業，郵便業	281,971	4.99	305,383	5.32
卸売業，小売業	782,019	13.84	791,219	13.79
金融業，保険業	335,191	5.93	366,653	6.39
不動産業，物品賃貸業	740,810	13.11	745,097	12.98
その他サービス業	584,309	10.34	564,783	9.84
地方公共団体	592,222	10.48	607,343	10.58
その他	921,551	16.30	928,264	16.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,814	100.00	21,240	100.00
政府等	840	4.72	1,538	7.24
金融機関	2,845	15.97	3,154	14.85
その他	14,128	79.31	16,547	77.91
合計	5,669,783		5,759,866	

(注) 1 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社（海外店を除く）、及び国内に本店を有する銀行業以外の（連結）子会社であります。

2 「海外」とは、銀行業を営む連結子会社の海外店であります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同四半期連結会計期間末比954億円増加して2,440億円となりました。

当第2四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の増加を主因にプラス228億円（前年同四半期連結累計期間はプラス2,347億円）、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券売却の増加等を主因にプラス770億円（前年同四半期連結累計期間はマイナス2,466億円）、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いによる支出を主因にマイナス15億円（前年同四半期連結累計期間はマイナス18億円）となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当ありません。

[次へ](#)

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の計算は、粗利益配分手法を採用しております。

## 連結自己資本比率（第一基準）

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	50,000	50,000
	うち非累積的永久優先株（注1）		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	79,872	79,865
	利益剰余金	284,415	301,285
	自己株式（ ）	1,519	3,620
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額（ ）	1,540	1,788
	その他有価証券の評価差損（ ）		3,048
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,868	3,294
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額（ ）		
	のれん相当額（ ）	29,720	24,771
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	4,045	3,246
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計（上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
計（A）	380,329	397,970	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）			
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	11,936	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	16,634	16,526
	一般貸倒引当金	44,135	40,337
	負債性資本調達手段等	45,000	45,000
	うち永久劣後債務（注3）		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	45,000	45,000
	計	117,705	101,864
うち自己資本への算入額（B）	117,705	101,864	
控除項目	控除項目（注5）（C）	5,371	4,936
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	492,663	494,898

リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	4,007,576	4,042,200
	オフ・バランス取引等項目	110,335	111,548
	信用リスク・アセットの額 (E)	4,117,911	4,153,748
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	209,701	208,083
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	16,776	16,646
	計 ((E) + (F)) (H)	4,327,613	4,361,832
連結自己資本比率（第一基準）= D / H × 100 (%)		11.38	11.34
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.78	9.12

(注) 1 当社の資本金は株式種類ごとに区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

## (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

## 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

## 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

## 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 株式会社山口銀行の資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	389	287
危険債権	582	606
要管理債権	170	198
正常債権	37,639	38,273

## 株式会社もみじ銀行の資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	247	237
危険債権	210	207
要管理債権	51	35
正常債権	18,470	18,458

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
第三種優先株式	11,000
第四種優先株式	8,535
計	600,019,535

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	264,353,616	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式 単元株式数は1,000株であります。 (注)1
第三種優先株式	11,000	同左		単元株式数は1株であります。 (注)1,2
第四種優先株式	8,535	同左		単元株式数は1株であります。 (注)1,3
計	264,373,151	同左		

(注) 1 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。また、資金調達を柔軟かつ機動的に行うため、優先株式は定款の定めに基づき、単元株式数及び議決権について普通株式と差異があります。

2 第三種優先株式の概要は次のとおりであります。

##### (1) 優先配当金

本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。

###### 優先配当金

本優先株式1株につき23,000円とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

###### 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

###### 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

###### 優先中間配当金

本優先株式1株につき11,500円とする。

##### (2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき100万円を支払う。本優先株主に対しては、前記100万円のほか、残余財産の分配は行わない。



- (3) 優先順位  
当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
  - (4) 取得条項  
当社は、平成18年7月31日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、本優先株式1株につき100万円円で本優先株式を取得する。一部取得をするときは、抽選により行う。
  - (5) 議決権  
本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
  - (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。
- 3 第四種優先株式の概要は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金  
本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については以下のとおりである。
  - 優先配当金  
本優先株式1株につき23,000円とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
  - 非累積条項  
ある事業年度において、本優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
  - 優先中間配当金  
本優先株式1株につき11,500円とする。
- (2) 残余財産の分配  
当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき100万円を支払う。本優先株主に対しては、前記100万円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。
- (4) 取得条項  
当社は、平成23年3月31日以降の当社の取締役会が取得日として定める日に、本優先株式1株につき100万円円で本優先株式を取得する。一部取得をするときは、抽選により行う。
- (5) 議決権  
本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等  
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		264,373		50,000,000		12,500,000

## (6) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,474	4.71
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,126	2.31
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	5,747	2.17
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,676	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,655	2.13
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,625	2.12
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	5,165	1.95
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	5,037	1.90
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,545	1.71
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	4,041	1.52
計		60,093	22.73

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,474千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,126千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,655千株

- 2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成23年4月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成23年4月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,527	2.09
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	8,431	3.19
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	383	0.14

## 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,474	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,126	2.34
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	5,747	2.20
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	5,676	2.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,655	2.16
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,625	2.15
株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町1番1号	5,165	1.98
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460番地	5,037	1.93
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	4,545	1.74
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	4,041	1.54
計		60,091	23.04

(注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,474個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,126個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,655個

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第三種優先株式 11,000 第四種優先株式 8,535		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 856,000		
	(相互保有株式) 普通株式 113,000		
完全議決権株式(その他)(注) 2	普通株式 260,811,000	260,811	
単元未満株式	普通株式 2,573,616		
発行済株式総数	264,373,151		
総株主の議決権		260,811	

(注) 1 「無議決権株式」の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式(株式数2,775千株、議決権の数2,775個)が含まれております。

## 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山口フィナンシャルグループ	山口県下関市竹崎町四丁目 2番36号	856,000		856,000	0.32
(相互保有株式) 山口リース株式会社	山口県下関市南部町19番 7号	70,000		70,000	0.02
(相互保有株式) もみじカード株式会社	広島県広島市中区銀山町 4番10号	42,000		42,000	0.01
(相互保有株式) ワイエムコンサルティング 株式会社	山口県下関市細江町二丁目 2番1号	1,000		1,000	0.00
計		969,000		969,000	0.36

(注) 上記のほか、「従業員持株E S O P信託」の導入に伴い、設定された「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式2,775千株を、中間財務諸表上及び中間連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	8 157,589	8 296,685
コールローン及び買入手形	459,389	576,998
買入金銭債権	8,118	8,655
特定取引資産	5,845	6,912
金銭の信託	71,064	71,364
有価証券	1, 8, 13 1,895,653	1, 8, 13 1,935,242
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 5,736,764	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 5,759,866
外国為替	6 11,667	6 14,518
その他資産	8 288,150	8 192,796
有形固定資産	10, 11 93,104	10, 11 92,325
無形固定資産	50,803	48,946
繰延税金資産	50,215	46,841
支払承諾見返	13 43,134	13 45,211
貸倒引当金	113,313	109,841
資産の部合計	8,758,187	8,986,523
<b>負債の部</b>		
預金	8 7,433,731	8 7,520,822
譲渡性預金	557,033	674,427
コールマネー及び売渡手形	18,050	16,193
売現先勘定	8 49	-
債券貸借取引受入担保金	8 9,926	8 1,802
特定取引負債	1,842	1,920
借入金	8 25,616	8 31,494
外国為替	333	117
社債	12 95,000	12 95,000
その他負債	106,385	130,459
賞与引当金	3,157	3,222
役員賞与引当金	51	-
退職給付引当金	206	167
役員退職慰労引当金	756	7
利息返還損失引当金	187	141
睡眠預金払戻損失引当金	1,328	1,300
ポイント引当金	51	76
特別法上の引当金	1	1
再評価に係る繰延税金負債	10 15,050	10 14,968
支払承諾	13 43,134	13 45,211
負債の部合計	8,311,897	8,537,336

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	79,870	79,865
利益剰余金	293,953	301,285
自己株式	3,635	3,620
株主資本合計	420,189	427,530
その他有価証券評価差額金	1,339	3,040
繰延ヘッジ損益	217	356
土地再評価差額金	<sup>10</sup> 21,878	<sup>10</sup> 21,757
その他の包括利益累計額合計	23,000	18,361
少数株主持分	3,101	3,294
純資産の部合計	446,290	449,186
負債及び純資産の部合計	8,758,187	8,986,523

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】  
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
経常収益	84,321	78,707
資金運用収益	60,066	56,983
(うち貸出金利息)	47,798	45,534
(うち有価証券利息配当金)	11,214	10,435
役務取引等収益	11,341	10,935
特定取引収益	380	470
その他業務収益	11,083	7,939
その他経常収益	1,449	2,378
経常費用	69,969	61,922
資金調達費用	8,275	5,958
(うち預金利息)	7,089	4,780
役務取引等費用	4,106	3,875
特定取引費用	-	180
その他業務費用	3,946	2,349
営業経費	47,403	44,347
その他経常費用	<sup>1</sup> 6,236	<sup>1</sup> 5,210
経常利益	14,352	16,785
特別利益	54	3
固定資産処分益	5	3
償却債権取立益	49	-
その他の特別利益	0	-
特別損失	126	316
固定資産処分損	116	81
減損損失	9	<sup>2</sup> 216
その他の特別損失	0	<sup>3</sup> 18
税金等調整前中間純利益	14,280	16,472
法人税、住民税及び事業税	4,853	3,436
法人税等調整額	1,054	4,101
法人税等合計	5,907	7,538
少数株主損益調整前中間純利益	8,373	8,934
少数株主利益	275	194
中間純利益	8,097	8,739



## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	8,373	8,934
その他の包括利益	1,430	4,518
その他有価証券評価差額金	1,708	4,378
繰延ヘッジ損益	275	138
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
中間包括利益	9,803	4,415
親会社株主に係る中間包括利益	9,527	4,221
少数株主に係る中間包括利益	275	194

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	50,000	50,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	99,843	79,870
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	5
自己株式の消却	19,970	-
当中間期変動額合計	19,971	5
当中間期末残高	79,872	79,865
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	278,122	293,953
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	8,097	8,739
土地再評価差額金の取崩	15	120
当中間期変動額合計	6,292	7,332
当中間期末残高	284,415	301,285
<b>自己株式</b>		
当期首残高	1,510	3,635
当中間期変動額		
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	3	24
自己株式の消却	19,970	-
当中間期変動額合計	8	14
当中間期末残高	1,519	3,620
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	426,455	420,189
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	8,097	8,739
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	2	19
自己株式の消却	-	-
土地再評価差額金の取崩	15	120
当中間期変動額合計	13,687	7,341
当中間期末残高	412,767	427,530

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	13,126	1,339
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,705	4,380
当中間期変動額合計	1,705	4,380
当中間期末残高	14,831	3,040
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期首残高	92	217
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	275	138
当中間期変動額合計	275	138
当中間期末残高	367	356
<b>土地再評価差額金</b>		
当期首残高	21,914	21,878
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	15	120
当中間期変動額合計	15	120
当中間期末残高	21,899	21,757
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	34,949	23,000
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,414	4,638
当中間期変動額合計	1,414	4,638
当中間期末残高	36,363	18,361
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	2,593	3,101
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	274	193
当中間期変動額合計	274	193
当中間期末残高	2,868	3,294

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
純資産合計		
当期首残高	463,997	446,290
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	8,097	8,739
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	2	19
自己株式の消却	-	-
土地再評価差額金の取崩	15	120
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,689	4,445
当中間期変動額合計	11,997	2,896
当中間期末残高	452,000	449,186

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	14,280	16,472
減価償却費	3,736	3,849
減損損失	9	216
のれん償却額	2,474	2,474
持分法による投資損益(は益)	23	21
貸倒引当金の増減( )	698	3,472
賞与引当金の増減額(は減少)	51	65
役員賞与引当金の増減額(は減少)	51	51
退職給付引当金の増減額(は減少)	0	39
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	25	748
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	22	45
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	142	28
ポイント引当金の増減額(は減少)	11	24
特別法上の引当金の増減額(は減少)	0	0
資金運用収益	60,066	56,983
資金調達費用	8,275	5,958
有価証券関係損益( )	7,082	4,914
金銭の信託の運用損益(は運用益)	548	915
為替差損益(は益)	4,417	6,752
固定資産処分損益(は益)	110	77
特定取引資産の純増( )減	747	1,066
特定取引負債の純増減( )	755	77
貸出金の純増( )減	18,558	23,101
預金の純増減( )	8,973	87,091
譲渡性預金の純増減( )	146,533	117,394
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	87	5,878
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	14,884	40,701
コールローン等の純増( )減	42,147	118,147
コールマネー等の純増減( )	15,356	1,907
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	-	8,123
外国為替(資産)の純増( )減	5,278	2,850
外国為替(負債)の純増減( )	101	215
資金運用による収入	60,602	58,958
資金調達による支出	7,366	4,832
その他	2,564	6,762
小計	238,511	30,361
法人税等の支払額	4,897	8,507
法人税等の還付額	1,178	1,008
営業活動によるキャッシュ・フロー	234,792	22,863

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	2,192,584	2,074,331
有価証券の売却による収入	1,886,605	2,127,809
有価証券の償還による収入	60,844	26,886
金銭の信託の増加による支出	6,880	3,830
金銭の信託の減少による収入	13,384	4,483
有形固定資産の取得による支出	1,044	1,285
有形固定資産の売却による収入	349	54
無形固定資産の取得による支出	7,287	2,726
投資活動によるキャッシュ・フロー	246,612	77,060
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金の返済による支出	25,000	-
劣後特約付社債の発行による収入	45,000	-
配当金の支払額	1,820	1,528
少数株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	19,982	9
自己株式の処分による収入	2	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,801	1,519
現金及び現金同等物に係る換算差額	16	10
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	13,637	98,393
現金及び現金同等物の期首残高	162,289	145,676
現金及び現金同等物の中間期末残高	148,651	244,070

## 【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

## 1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(1) 連結子会社 14社            主要な会社名            株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行、株式会社北九州銀行、ワイエム証券株式会社、株式会社井筒屋ウイズカード、ワイエムコンサルティング株式会社、株式会社北九州経済研究所            なお、株式会社北九州銀行は平成23年 9月 9日付で北九州金融準備株式会社から、ワイエムコンサルティング株式会社は平成23年 4月 1日付でもみじコンサルティング株式会社から、それぞれ商号変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 4社            主要な会社名            山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合            非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

## 2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社            (2) 持分法適用の関連会社 4社            会社名            ワイエムセゾン株式会社、山口リース株式会社、山口キャピタル株式会社、もみじカード株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社            主要な会社名            山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合            持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>

## 3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。            8月末日 1社            9月末日 13社</p> <p>(2) 連結子会社はそれぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。            中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

## 4 開示対象特別目的会社に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、上記特別目的会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいこともあり、連結の範囲から除外するとともに、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）第3項に基づき、注記についても省略しております。</p>	同左	<p>財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社1社は、連結の範囲から除外しております。</p> <p>また、上記特別目的会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいこともあり、連結の範囲から除外するとともに、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日）第3項に基づき、注記についても省略しております。</p>

## 5 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（株式は中間連結決算期末月1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)（イ）と同じ方法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>



当中間連結会計期間  
(自 平成23年 4月 1日  
至 平成23年 9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～15年

銀行業以外の連結子会社の有形固定資産については、税法基準に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、主として10年間の均等償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

銀行業以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>銀行業以外の連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>銀行業を営む連結子会社である株式会社山口銀行では平成23年9月22日、株式会社もみじ銀行では平成23年9月20日開催の臨時株主総会をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。</p> <p>なお、制度廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期は各取締役及び監査役のそれぞれの退任時といたしました。これに伴い、制度廃止日までに計上されていた役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給とした退職慰労金の未払分については「その他負債」に含めて表示しております。</p>
<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、連結子会社が将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日)を踏まえ、過去の返還状況等を勘案した必要額を計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(11) ポイント引当金の計上基準</p> <p>ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>
<p>(12) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、ワイエム証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金1百万円であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
<p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>銀行業以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。</p>
<p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、銀行業を営む連結子会社において「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から9年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5百万円(前連結会計年度末は10百万円)(税効果額控除前)であります。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(17) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>
<p>(18) 税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当社及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

## 【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>
<p>当社は、平成23年8月26日開催の取締役会決議に基づき、同年9月13日に当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」という。)の福利厚生充実を目的とした、「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」という。)を導入いたしました。</p> <p>E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が保有する当社株式については中間連結貸借対照表において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については中間連結財務諸表に含めて計上しております。</p>

## 【注記事項】

## (中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式288百万円及び出資金578百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は30,328百万円、延滞債権額は104,639百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,946百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,183百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は162,098百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は55,083百万円あります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、1,005百万円あります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式299百万円及び出資金569百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は26,619百万円、延滞債権額は106,223百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,460百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,951百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は156,256百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48,376百万円あります。</p> <p>7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,003百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																						
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>196,341百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>19,930百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>9,926百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>700百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券213,516百万円及びその他資産1,298百万円を差入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,060百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は928,673百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが878,957百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	20百万円	有価証券	196,341百万円	預金	19,930百万円	売現先勘定	49百万円	債券貸借取引受入担保金	9,926百万円	借入金	700百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>190,533百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>18,963百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,802百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>3,600百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引、信託事務及び公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券239,247百万円及びその他資産1,293百万円を差入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,041百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は959,633百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが912,875百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	現金預け金	20百万円	有価証券	190,533百万円	預金	18,963百万円	債券貸借取引受入担保金	1,802百万円	借入金	3,600百万円
現金預け金	20百万円																						
有価証券	196,341百万円																						
預金	19,930百万円																						
売現先勘定	49百万円																						
債券貸借取引受入担保金	9,926百万円																						
借入金	700百万円																						
現金預け金	20百万円																						
有価証券	190,533百万円																						
預金	18,963百万円																						
債券貸借取引受入担保金	1,802百万円																						
借入金	3,600百万円																						

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 67,530百万円</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債45,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,643百万円であります。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 68,524百万円</p> <p>12 社債には、劣後特約付社債45,000百万円が含まれております。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,383百万円であります。</p>

[次へ](#)

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																
<p>1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,176百万円及び株式等償却1,494百万円を含んでおりません。</p>	<p>1 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,821百万円を含んでおります。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、次の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="794 450 1369 584"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山口県内</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>94百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地・建物</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>216百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社及び銀行業・証券業を営む連結子会社は、営業用資産については管理会計上の最小単位である営業店単位で、遊休資産については原則として各資産単位でグルーピングを行っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅・寮等については、銀行業を営む連結子会社全体に関連する資産であるため共用資産としております。</p> <p>銀行業・証券業以外の連結子会社は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。</p> <p>営業用資産から遊休資産に用途変更した上記資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計額216百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地176百万円、建物40百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、不動産鑑定評価額又は路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>3 その他の特別損失には、リース解約損18百万円を含んでおります。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	山口県内	遊休資産	土地・建物	94百万円	その他	遊休資産	土地・建物	122百万円	合計			216百万円
地域	主な用途	種類	減損損失														
山口県内	遊休資産	土地・建物	94百万円														
その他	遊休資産	土地・建物	122百万円														
合計			216百万円														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	264,353			264,353	
第一種優先株式	19		19		(注)1
第三種優先株式	11			11	
第四種優先株式	8			8	
合計	264,393		19	264,373	
自己株式					
普通株式	1,129	14	3	1,141	(注)2
第一種優先株式		19	19		(注)3
第三種優先株式					
第四種優先株式					
合計	1,129	34	23	1,141	

(注)1 減少株式数は、消却によるものであります。

2 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであり、減少株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡によるものであります。

3 増加株式数及び減少株式数は、取得及び消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 5月14日 取締役会	普通株式	1,316百万円	5円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第一種優先株式	279百万円	14,000円	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第三種優先株式	126百万円	11,500円	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第四種優先株式	98百万円	11,500円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年 11月12日 取締役会	普通株式	1,316百万円	その他 利益剰余金	5円00銭	平成22年 9月30日	平成22年 12月10日
	第三種優先株式	126百万円	その他 利益剰余金	11,500円	平成22年 9月30日	平成22年 12月10日
	第四種優先株式	98百万円	その他 利益剰余金	11,500円	平成22年 9月30日	平成22年 12月10日



当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	264,353			264,353	
第三種優先株式	11			11	
第四種優先株式	8			8	
合計	264,373			264,373	
自己株式					
普通株式	3,673	13	25	3,661	(注) 1, 2
第三種優先株式					
第四種優先株式					
合計	3,673	13	25	3,661	

(注) 1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの25千株、単元未満株式の買増請求による売渡によるもの0千株であります。

2 当中間連結会計期間末株式数には、従業員持株 E S O P 信託所有の自己株式が2,775千株含まれております。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 5月13日 取締役会	普通株式	1,303百万円	5円00銭	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
	第三種優先株式	126百万円	11,500円	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
	第四種優先株式	98百万円	11,500円	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 11月11日 取締役会	普通株式	1,564百万円 (注)	その他 利益剰余金	6円00銭	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
	第三種優先株式	126百万円	その他 利益剰余金	11,500円	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日
	第四種優先株式	98百万円	その他 利益剰余金	11,500円	平成23年 9月30日	平成23年 12月9日

(注) 普通株式に係る配当金の総額には、従業員持株 E S O P 信託に対する配当金16百万円を含めておりません。これは、従業員持株 E S O P 信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 9月30日現在) (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 9月30日現在) (単位：百万円)
現金預け金勘定 175,515	現金預け金勘定 296,685
定期預け金 8,256	定期預け金 6,671
その他預け金 18,607	その他預け金 45,942
現金及び現金同等物 148,651	現金及び現金同等物 244,070

## (リース取引関係)

## 1 ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

## (ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

## (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

## (ア) 有形固定資産

主として、事務機器であります。

## (イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

## リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

## リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	2,427	1,920	506
合計	2,427	1,920	506

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	1,702	1,351	351
合計	1,702	1,351	351

## 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	317	268
1年超	244	110
合計	562	379

## 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	262	182
減価償却費相当額	226	155
支払利息相当額	23	12

## 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

## 2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	62	42
1年超	10	0
合計	73	42

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	157,589	157,589	
(2) コールローン及び買入手形	459,389	459,389	
(3) 金銭の信託	71,064	71,064	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,302	6,366	63
その他有価証券	1,882,199	1,882,199	
(5) 貸出金	5,736,764		
貸倒引当金(*1)	110,306		
	5,626,458	5,693,716	67,258
資産計	8,203,004	8,270,326	67,322
(1) 預金	7,433,731	7,438,322	4,591
(2) 譲渡性預金	557,033	557,033	0
(3) 社債	95,000	94,468	531
負債計	8,085,764	8,089,824	4,059
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8,901	8,901	
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,029)	(2,029)	
デリバティブ取引計	6,871	6,871	

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

なお、金銭の信託に計上しているデリバティブ取引は含まれておりません。その時価額は 935百万円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

約定期間が短期間（1年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は10,566百万円増加、「繰延税金資産」は2,036百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は8,529百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、保有している変動利付国債の元本部分と将来の期待クーポンを国債金利で現在価値に割り引いて算出されております。なお、将来の期待クーポンは、変動利付国債の商品性を考慮し、イールドカーブの形状、ボラティリティ、利払いのタイミングなどを調整したうえで見積もられております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見

込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 社債

当社の発行する社債の時価は、外部機関が公表している価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	5,476
組合出資金等(*3)	1,674
合計	7,151

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について15百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

平成23年 9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	296,685	296,685	
(2) コールローン及び買入手形	576,998	576,998	
(3) 金銭の信託	71,364	71,364	
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	6,285	6,342	56
その他有価証券	1,922,110	1,922,110	
(5) 貸出金	5,759,866		
貸倒引当金（*1）	106,778		
	5,653,087	5,733,007	79,919
資産計	8,526,532	8,606,508	79,976
(1) 預金	7,520,822	7,523,248	2,426
(2) 譲渡性預金	674,427	674,427	0
(3) 社債	95,000	94,940	59
負債計	8,290,250	8,292,617	2,366
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,910	12,910	
ヘッジ会計が適用されているもの	(764)	(764)	
デリバティブ取引計	12,146	12,146	

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

## (1) 現金預け金

約定期間が短期間（1年以内）又は満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

## (4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断した銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は5,232百万円増加、「繰延税金資産」は1,178百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は4,054百万円増加しております。

合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、保有している変動利付国債の元本部分と将来の期待クーポンを国債金利で現在価値に割り引いて算出されております。なお、将来の期待クーポンは、変動利付国債の商品性を考慮し、イールドカーブの形状、ボラティリティ、利払いのタイミングなどを調整したうえで見積もられております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

## (5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。



また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 社債

当社の発行する社債の時価は、外部機関が公表している価格によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載してしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	5,298
組合出資金等(*3)	1,547
合計	6,846

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

## 1 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	3,506	3,546	40
	社債	2,240	2,267	27
	小計	5,746	5,814	68
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	201	199	1
	社債	355	352	2
	小計	556	551	4
合計		6,302	6,366	63

## 2 その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	69,755	40,732	29,023
	債券	638,901	624,878	14,023
	国債	378,757	368,466	10,291
	地方債	50,728	50,117	611
	社債	209,415	206,294	3,120
	その他	18,624	18,434	189
	小計	727,282	684,045	43,236
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	20,872	26,437	5,565
	債券	959,037	966,357	7,319
	国債	649,039	653,517	4,478
	地方債	12,311	12,472	160
	社債	297,686	300,367	2,680
	その他	175,007	197,272	22,265
	小計	1,154,917	1,190,067	35,150
合計		1,882,199	1,874,113	8,085

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,546百万円（うち、株式1,406百万円、社債140百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

## 当中間連結会計期間

## 1 満期保有目的の債券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	3,504	3,542	37
	社債	2,115	2,134	19
	その他			
	小計	5,619	5,677	57
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	201	200	0
	社債	200	199	0
	その他	264	264	0
	小計	665	665	0
合計		6,285	6,342	56

## 2 その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	60,600	38,135	22,465
	債券	1,165,810	1,149,790	16,019
	国債	758,273	749,179	9,093
	地方債	67,834	66,676	1,158
	社債	339,701	333,934	5,767
	その他	56,408	55,517	890
	小計	1,282,819	1,243,444	39,375
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	20,663	28,653	7,989
	債券	515,910	517,235	1,324
	国債	241,103	241,395	292
	地方債	2,347	2,355	8
	社債	272,460	273,483	1,023
	その他	102,716	129,831	27,115
	小計	639,290	675,719	36,429
合計		1,922,110	1,919,164	2,946

### 3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は630百万円（うち株式630百万円）であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

## (金銭の信託関係)

## 前連結会計年度

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	71,064	71,384	320		320

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## 当中間連結会計期間

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の金銭 の信託	71,364	71,646	282		282

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

( その他有価証券評価差額金 )

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	7,736
その他有価証券	8,056
その他の金銭の信託	320
( ) 繰延税金負債	6,399
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,337
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	1,339

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金等の評価差額 29百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	2,642
その他有価証券	2,924
その他の金銭の信託	282
( ) 繰延税金負債	5,683
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,040
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	3,040

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる組合出資金等の評価差額 22百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	59,529	58,499	665	665
	受取変動・支払固定	60,264	59,390	505	505
	その他				
	売建	1,641	1,509	1	19
	買建	100			5
	合計			159	174

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	178,997	132,283	8,689	305
	為替予約				
	売建	45,193	4,165	309	309
	買建	30,834	3,537	372	372
	通貨オプション				
	売建	325,976	255,921	36,332	10,844
	買建	325,976	255,921	36,720	16,339
	合計			9,015	5,127

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定は、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	17,151		1,206	1,206
	合計			1,206	1,206

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定は、東京証券取引所等における最終の価格によっております。



## (4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物 売建	416		1	1
	合計			1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定は、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

## (5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、その他有価証券、預金	10,000		16
	受取変動・支払固定		19,887	19,887	459
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	408	408	(注) 3
	合計				443

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

## 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連取引 (平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国 為替等	7,088		127
	為替予約		40,380		1,459
	合計				1,586

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定は、割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	62,594	62,264	908	908
	受取変動・支払固定	63,978	62,862	750	750
	その他				
	売建	1,229	1,213	0	14
	合計			157	172

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	通貨スワップ	173,889	150,984	11,703	32
	為替予約				
	売建	33,486	9,922	1,874	1,874
	買建	21,688	9,849	1,053	1,053
	通貨オプション				
	売建	288,062	222,858	40,417	14,275
	買建	288,062	222,858	40,601	19,187
	合計			12,709	5,701

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定は、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	債券先物 売建	15,262		43	43
	合計			43	43

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定は、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、その他有価証券、預金	10,000		12
	受取変動・支払固定		19,320	19,320	673
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	391	391	(注) 3
	合計				660

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連取引 (平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有 価証券、預金、外国 為替等	6,171		273
	為替予約		23,005		376
	合計				103

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定は、割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引 (平成23年9月30日現在)

該当ありません。

## (4) 債券関連取引 (平成23年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

[前△](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社グループは、銀行業以外に証券業、クレジットカード業等を営んでおりますが、銀行業以外のセグメントはいずれも重要性に乏しく、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、銀行業以外に証券業、クレジットカード業等を営んでおりますが、銀行業以外のセグメントはいずれも重要性に乏しく、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	47,798	22,144	11,341	3,037	84,321

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	45,534	18,846	10,935	3,391	78,707

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

（1）経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	1,624.33	1,634.62

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	百万円	446,290	449,186
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	22,860	23,054
うち優先株式発行価額	百万円	19,535	19,535
うち優先配当額	百万円	224	224
うち少数株主持分	百万円	3,101	3,294
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	423,429	426,132
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	260,679	260,692

2 当中間連結会計期間において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間連結貸借対照表において自己株式として会計処理しているため、上記の「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数」に当該株式は含まれておりません。

## 2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	29.91	32.67
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	8,097	8,739
普通株主に帰属しない金額	百万円	224	224
うち中間優先配当額	百万円	224	224
普通株式に係る中間純利益	百万円	7,873	8,515
普通株式の期中平均株式数	千株	263,217	260,676
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円		32.62
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		13
うち連結子会社の潜在株式による調整額	百万円		13
普通株式増加数	千株		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		連結子会社 ワイエム証券株式会社発行の優先株式発行済株式数 100株	—————

(注) 1 当中間連結会計期間において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間連結貸借対照表において自己株式として会計処理しているため、上記の「普通株式の期中平均株式数」に当該株式は含まれておりません。

- 2 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、当社の連結子会社が優先株式を発行しておりますが、前中間連結会計期間は希薄化効果を有しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間  
(自 平成23年 4 月 1 日  
至 平成23年 9 月30日)

( 共通支配下の取引等 )

当社の連結子会社である株式会社山口銀行（以下「山口銀行」という。）及び北九州金融準備株式会社（以下「北九州金融準備」という。）は、平成23年 8 月 8 日開催の両社取締役会において、関係当局からの営業免許及び会社分割の認可を前提として、山口銀行が同行の九州域内における事業を会社分割により北九州金融準備へ承継させる吸収分割契約書を締結することについて決議し、同日、分割当事会社間で吸収分割契約書を締結いたしました。

その後、平成23年 9 月16日付で営業免許及び会社分割の認可を取得し、山口銀行と株式会社北九州銀行（平成23年 9 月 9 日付で北九州金融準備から商号変更、以下「北九州銀行」という。）は、当初の予定どおり、平成23年10月 1 日に本分割を実施いたしました。

1 . 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

北九州銀行（承継会社） 九州域内の事業

山口銀行（分割会社） 九州域内の事業

(2) 企業結合日

平成23年10月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

山口銀行を分割会社とし、北九州銀行を承継会社とする吸収分割であります。

(4) 結合後企業の名称

北九州銀行

山口銀行については変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループの主要営業エリアである北九州市を中心とする九州北部において、「地域密着型金融」をよりきめ細かく実践するため、北九州市に本店を置く新たな銀行を設立することを目的としております。

2 . 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	552	1,083
その他	809	2,384
流動資産合計	1,362	3,468
固定資産		
無形固定資産		
商標権	5	5
無形固定資産合計	5	5
投資その他の資産		
投資有価証券	3	3
関係会社株式	490,498	500,428
投資その他の資産合計	490,502	500,432
固定資産合計	490,508	500,437
繰延資産		
創立費	12	-
社債発行費	380	333
繰延資産合計	393	333
資産合計	492,263	504,238
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2,000	1,980
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払費用	156	158
未払配当金	34	28
未払法人税等	2	5
未払消費税等	-	19
流動負債合計	22,194	22,191
固定負債		
社債	75,000	75,000
長期借入金	-	2,100
固定負債合計	75,000	77,100
負債合計	97,194	99,291

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	12,500	12,500
その他資本剰余金	330,752	330,747
資本剰余金合計	343,252	343,247
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,337	15,205
利益剰余金合計	5,337	15,205
自己株式	3,519	3,504
株主資本合計	395,069	404,947
純資産合計	395,069	404,947
負債純資産合計	492,263	504,238

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	2,000	11,930
関係会社受入手数料	575	636
営業収益合計	2,575	12,566
営業費用		
販売費及び一般管理費	538	622
営業費用合計	538	622
営業利益	2,036	11,943
営業外収益		
受取利息	2	0
雑収入	2	1
営業外収益合計	4	1
営業外費用		
支払利息	107	6
社債利息	235	481
創立費償却	12	12
社債発行費償却	22	47
雑損失	0	0
営業外費用合計	379	548
経常利益	1,661	11,397
税引前中間純利益	1,661	11,397
法人税、住民税及び事業税	1	1
法人税等調整額	0	-
法人税等合計	0	1
中間純利益	1,661	11,396

## (3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	50,000	50,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	50,000	50,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	12,500	12,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,500	12,500
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	350,724	330,752
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	5
自己株式の消却	19,970	-
当中間期変動額合計	19,971	5
当中間期末残高	330,753	330,747
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	363,224	343,252
当中間期変動額		
自己株式の処分	1	5
自己株式の消却	19,970	-
当中間期変動額合計	19,971	5
当中間期末残高	343,253	343,247
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,512	5,337
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	1,661	11,396
当中間期変動額合計	159	9,868
当中間期末残高	5,353	15,205
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	5,512	5,337
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	1,661	11,396
当中間期変動額合計	159	9,868
当中間期末残高	5,353	15,205

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<b>自己株式</b>		
当期首残高	1,396	3,519
<b>当中間期変動額</b>		
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	3	24
自己株式の消却	19,970	-
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>8</b>	<b>14</b>
当中間期末残高	1,405	3,504
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	417,341	395,069
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	1,661	11,396
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	2	19
自己株式の消却	-	-
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>20,139</b>	<b>9,877</b>
当中間期末残高	397,201	404,947
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	417,341	395,069
<b>当中間期変動額</b>		
剰余金の配当	1,820	1,528
中間純利益	1,661	11,396
自己株式の取得	19,982	9
自己株式の処分	2	19
自己株式の消却	-	-
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>20,139</b>	<b>9,877</b>
当中間期末残高	397,201	404,947

## 【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、関係会社株式及びその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	商標権は、定額法を採用し、10年で償却しております。
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 創立費は、定額法を採用し、5年で償却しております。 (2) 社債発行費 社債発行費は、償還期限内の毎決算期において均等償却を行っております。
4 消費税等の会計処理の方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
	当社は平成23年8月26日開催の取締役会決議に基づき、同年9月13日に当社及び当社グループ従業員(以下「従業員」という。)の福利厚生充実を目的とした、「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」という。)を導入いたしました。 E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が保有する当社株式については中間貸借対照表において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については中間財務諸表に含めて計上しております。

## 【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
	1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 減価償却実施額 無形固定資産 0百万円	1 減価償却実施額 無形固定資産 0百万円



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,101	14	3	1,112	(注)1
第一種優先 株式		19	19		(注)2
合計	1,101	34	23	1,112	

(注)1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであり、減少株式数は、単元未満株式の買増請求による売渡によるものであります。

2 増加株式数及び減少株式数は、取得及び消却によるものであります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,644	13	25	3,631	(注)1, 2
合計	3,644	13	25	3,631	

(注)1 増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

また、減少株式数は、当社グループ従業員持株会への売却によるもの25千株、単元未満株式の買増請求による売渡によるもの0千株であります。

2 当中間会計期間末株式数には、従業員持株E S O P信託所有の自己株式が2,775千株含まれております。

(リース取引関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当ありません。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	490,473
関連会社株式	25
合計	490,498

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	500,403
関連会社株式	25
合計	500,428

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	5.46	42.85
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,661	11,396
普通株主に帰属しない金額	百万円	224	224
うち中間優先配当額	百万円	224	224
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,436	11,171
普通株式の期中平均株式数	千株	263,245	260,706

- (注) 1 当中間会計期間において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75466口)が保有する当社株式については、中間貸借対照表において自己株式として会計処理しているため、上記の「普通株式の期中平均株式数」に当該株式は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

## (重要な後発事象)

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」(共通支配下の取引等)における記載と同一であるため、記載しておりません。

#### 4 【その他】

##### 中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第6期の中間配当につき次のとおり決議しました。

##### (1) 普通株式

中間配当金額 1,564百万円

1株当たりの中間配当金 6円

(注) 中間配当金額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金16百万円を含めておりません。これは、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式を自己株式として会計処理しているためであります。

##### (2) 第三種優先株式

中間配当金額 126百万円

1株当たりの中間配当金 11,500円

##### (3) 第四種優先株式

中間配当金額 98百万円

1株当たりの中間配当金 11,500円

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社山口フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高波 博之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山口フィナンシャルグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社山口フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高波 博之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小寺 庸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山口フィナンシャルグループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。